令和８年度　第１回東海村社会教育委員会議　次第

期　日　令和８年７月２８日（火）
午後６時３０分～８時
場　所　東海村中央公民館会議室４・５

１　開　会

２　挨　拶

３　議　事
報告第１号　東海村教育振興基本計画（とうかい教育プラン 2030）における社会教育振興の内容について
報告第２号　公共施設予約システムのオンライン化に伴う予約ルールの変更等について

４　その他

５　閉　会

＜配付資料＞
・（資料１）東海村教育振興基本計画（とうかい教育プラン 2030）における社会教育振興の内容について
・（資料２）東海村教育振興基本計画（とうかい教育プラン 2030）本編（抜粋）
・（資料３）公共施設の予約がオンライン化されます（チラシ）
・（資料４）公共施設予約のオンライン化に伴い設定される統一ルール

東海村社会教育委員名簿

令和８年４月１日現在

	氏　　名		所属・役職等	選任基準
1	岡田　裕昭	男	東海村スポーツ協会長	社会教育関係者
2	松坂　晃	男	元茨城大学名誉教授	学識経験者
3	須藤　真由美	女	東海村立石神小学校長	学校教育関係者
4	加納　里美	女	生涯学習コーディネーター	社会教育関係者
5	馬場　幸子	女	東海高校ＰＴＡ会長	家庭教育関係者
6	山口　文雄	男	東海村青少年相談員	社会教育関係者
7	濱中　本子	女	元図書館協議会委員長	社会教育関係者

（※順不同）

任　期：令和７年６月１日～令和９年５月３１日

東海村教育振興基本計画（とうかい教育プラン2030）における社会教育振興の内容について

【前回会議のふりかえり】

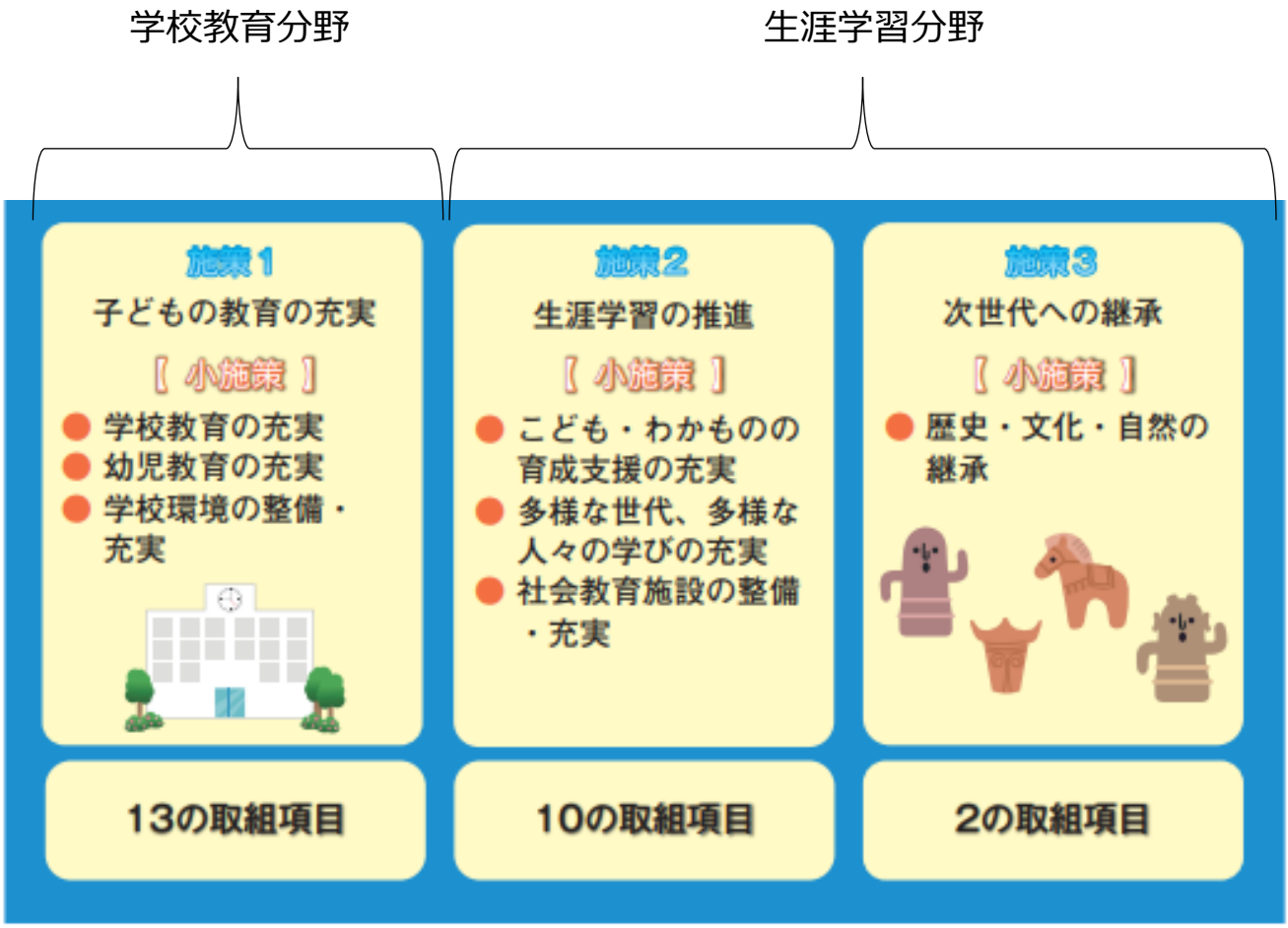
▶東海村社会教育振興基本計画の在り方について，事務局から「東海村教育振興基本計画（とうかい教育プラン2030）に集約する」案を提示し，委員の方々には同意いただいたところ。

▶そのため，当初の予定どおり「社会教育振興基本計画はとうかい教育プラン2030へ集約する」こととしたため，とうかい教育プラン2030完成版における社会教育振興振興施策の内容を紹介する。

【とうかい教育プラン2030における社会教育振興施策の内容】

■計画の体系

施策を「学校教育」「生涯学習」「次世代への継承」の３本立てとし，そのうちの２本が生涯学習分野となっている。



【とうかい教育プラン2030における社会教育振興施策の内容】

＜施策2＞

取組項目を「こども・わかものに特化したもの」・「多様な世代・多様な人々を広く対象にしたもの」・「社会教育施設関係」に分類。

★ 重点取組項目：部活動の地域展開，子どもの居場所づくり，子どもの読書活動の推進など

小施策	取組項目		実施事業
2-(1) 子ども・わかものの育成支援の充実	①豊かな人間形成と心身の育成	ア こども・わかものの活動・学習機会の充実	エンジョイ・サマースクール開催事業
			「とうかいまるごと博物館」実施事業
			とうかい子どもキャンパス事業
			学校連携事業（ジョイント授業）
			宇宙線ミュオンによる古墳探求プロジェクト
			青少年育成村民会議補助事業
			子ども会育成連合会補助事業
			高校生会補助事業
			青年会補助事業
			はたちの集いの企画・運営
			やったん祭補助事業
		イ 家庭・地域とともに育む教育力の向上	家庭教育学級促進事業
			人権教育講演会
			青少年育成村民会議補助事業（再掲）
			子ども会育成連合会補助事業（再掲）
			小中学校PTA連絡協議会補助事業
		ウ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）
			通学路安全点検
		エ 部活動の地域展開の環境づくり・子どもの居場所づくり ★	地域クラブ活動の実施
		オ 青少年の健全育成活動の充実	青少年カウンセラー設置事業
			青少年相談員運営事業
2-(2) 多様な世代，多様な人々の学びの充実	①文化芸術活動の推進		東海村文化・スポーツ振興財団補助事業
			文化祭開催事業
			文化協会補助事業
			芸術祭・文化祭の開催
			文化保存・自然保護活動支援補助事業
	②生涯スポーツの推進		スポーツ協会補助事業
			スポーツ大会出場奨励金事業
			スポーツきっかけづくり「Ｂｅ：スポーツ」推進事業
			地域スポーツ指導者学校派遣事業
			スポーツ大会出場奨励事業
	③生涯学習環境の充実		中央公民館講座開催事業
			「とうかいまるごと博物館」実施事業（再掲）
	④読書活動の推進 ★		読書推進事業（行事）
			読書推進事業（出張）
			ブックスタート
			コミュニティセンター図書コーナー
			東海村電子図書館
			図書資料整備事業
2-(3) 社会教育施設の整備・充実	①社会教育施設の整備・充実		歴史と未来の交流館管理運営事業
			中央公民館維持管理事業
			東海文化センター施設管理運営事業
			駅コミュニティ施設管理運営事業
			スポーツ施設管理運営事業
			図書館管理運営事業

【とうかい教育プラン2030における社会教育振興施策の内容】

＜施策３＞

取組項目を「文化財関係」と「その他」に分類。

★ 重点取組項目：文化財保存活用地域計画，とうかいっ子育成プランなど

小施策	取組項目	実施事業
3-(1) 歴史・文化・自然の継承	①文化財の保護・活用	史跡・文化財等調査管理事業
		埋蔵文化財発掘調査事業
		基本展示・特別展示事業
		自然調査
		「とうかいまるごと博物館」実施事業（再掲）
		石神城跡の整備
		文化財保存活用地域計画 ★
		文化財保護事業費補助事業
	②郷土愛の醸成	村花「スカシユリ」増殖事業
		東海音頭保存会補助事業
		とうかいっ子育成プラン ★
		とうかい子どもキャンパス事業（再掲）
		基本展示・特別展示事業（再掲）
		「とうかいまるごと博物館」実施事業（再掲）
		石神城跡の整備（再掲）
		文化財保存活用地域計画（再掲）
		学校連携事業（ジョイント授業）（再掲）

（資料２）

東海村教育振興基本計画

令和 8 年度(2026) 》 令和 12 年度(2030)

とうかい教育プラン2030

～未来を拓く力と豊かな心を共に育み
誰もが輝く東海村の教育を目指して～

令和 8 年(2026 年)3 月

東 海 村 教 育 委 員 会

は じ め に

私たちの『東海村』

○　昭和 30 年に誕生（村名は、合併前の２つの村が共同して設立した「村松石神組合立東海中学校」に由来）
○　東には太平洋が広がり、北には久慈川が流れ、低地には美しい水田地帯が、台地には畑地と平地林が広がる、水と緑の豊かなまち
○　東西南北約 7.9km の土地に道路や住宅、店舗が整備され、約 38,000 人が暮らすコンパクトシティ
○　「村松虚空蔵尊」などの古くからの貴重な文化遺産と「J-PARC」などの最先端の科学の研究施設を有するまち
○　村立のこども園１園、幼稚園１園、小学校６校、中学校２校
○　令和３年に博物館と活動施設の複合施設「歴史と未来の交流館」が開館
○　「グルービー樅（もみ）の木公園」をはじめ、子どもたちや家族が集うたくさんの公園を有するまち
○　オーボエやクラリネット、サクソフォンの奏者など、世界で活躍する多くの若手演奏家が育ったまち
○　自慢の名産品は「干し芋」
○　マスコットキャラクターは、「イモゾー」
（本名：芋畑富蔵　11 月 23 日生まれ）　etc.


イモゾー

東海村教育委員会では、先達から受け継がれてきた「**まちづくりは人づくり　人づくりは教育から**」という教育立村の理念をもとに、この度、今後５年間に取り組む本村教育の目標と施策を体系化した東海村教育振興基本計画『とうかい教育プラン 2030』を策定しました。

本プランでは、**未来を拓く力と豊かな心を共に育み、誰もが輝く東海村の教育**を基本理念に、「多様な人々と協働し、自分の持ち味を発揮しながら、自立的にしなやかに生きる力を育むこと」、「人とのつながりや関わりを大切に、生涯にわたり学び続けようとする意欲を育むこと」、「地域を理解し、郷土を大切に思う心を育み、東海村への誇りや愛着を深めること」を目指してまいります。

令和８年３月

東海村教育委員会

目次

第１章　基本的事項……1

１　計画策定の趣旨……1

２　計画期間……1

３　計画の位置付け……2

４　教育の大綱について……2

第２章　教育を取り巻く状況の変化……3

第３章　前計画のふりかえり……5

第４章　基本理念と施策……14

１　基本理念（目指す教育の姿）……14

２　基本理念が目指す教育の方向性……14

３　計画の体系……15

４　施策の内容……16

施策１　子どもの教育の充実……16

施策２　生涯学習の推進……40

施策３　次世代への継承……56

第５章　計画の推進体制……59

≪資料編≫

１　東海村教育振興基本計画策定委員会設置要綱……61

２　東海村教育振興基本計画策定委員名簿……63

３　児童生徒アンケートの結果について……64

第１章　　基本事項

１　計画策定の趣旨

本村では、令和３年３月に策定した「東海村教育振興基本計画 ―とうかい教育プラン2025―」に基づき、家庭、学校、地域との連携・協力のもと、様々な教育施策に取り組んできました。

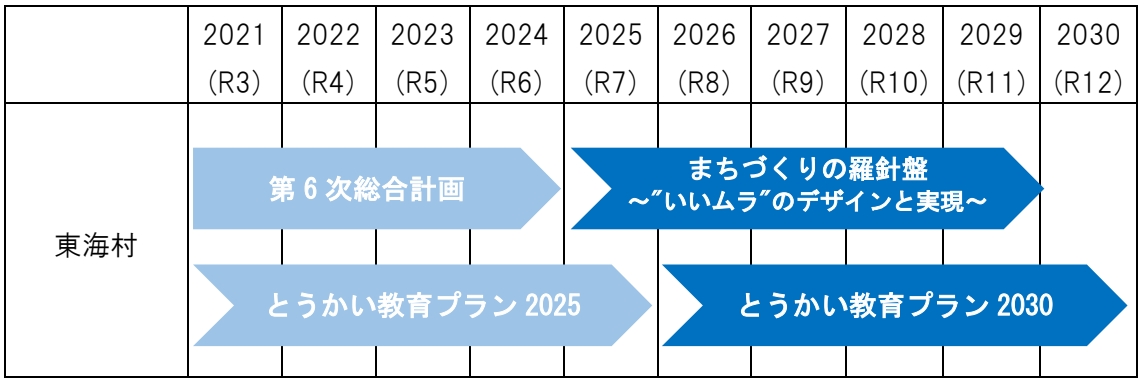
前計画策定からの５年が経過する中、子どもたちの教育を取り巻く環境は大きく変化し、特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、幼稚園、小中学校の臨時休業措置や学校行事の制限、体験活動の中止や縮小など、子どもたちの学びに大きな影響を与えました。

国においては、令和５年度に第４期教育振興基本計画が策定され、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに掲げた、予測困難な時代における教育の羅針盤となるような計画が示されました。

近年の少子化に伴う人口減少の進行、世界各地での戦争や紛争による国際情勢の不安定化、デジタル化やグローバル化の加速、さらには Society5.0 の実現に向けた ICT 等の情報通信技術の急速な進展などの状況に的確に対応していくため、令和８年度を始期とする「東海村教育振興基本計画―とうかい教育プラン 2030―」を新たに策定し、本村の教育行政の一層の推進に取り組むものです。

２　計画期間

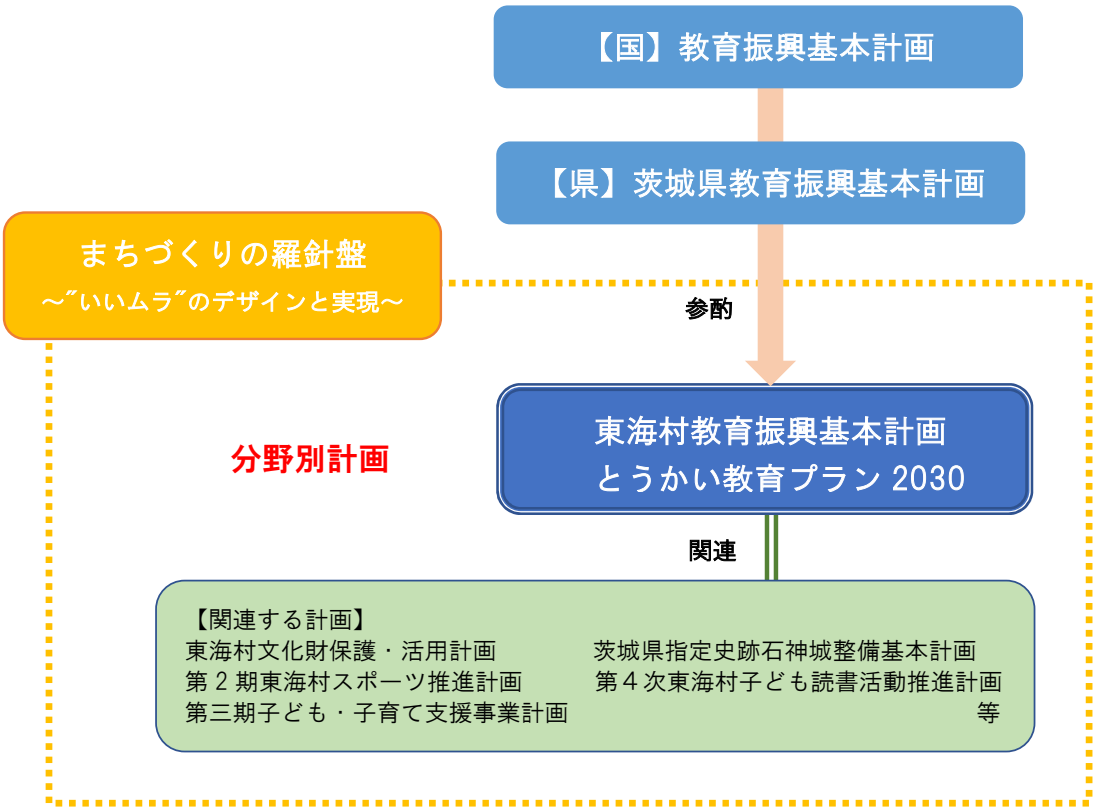
この計画の対象期間は、令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの５年間とします。



3　計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、国の「第 4 期教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」及び県の「いばらき教育プラン（2022～2025 年度）」を参酌し、地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）として位置付けるものです。また、新たな村政の目標“行き先”を示す「東海村まちづくりの羅針盤（2025～2029 年度）」との整合を図りました。

【計画の位置付け】



4　教育の大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が定める教育等に関する大綱については、文部科学省の通知により、教育振興基本計画をもって代えることが可能とされています。また、教育の大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

本計画については、その目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当することから、本計画をもって、本村の教育等に関する大綱とします。

第２章　教育を取り巻く状況の変化

（１）　国の動向

令和５年６月に策定された第４期教育振興基本計画（令和５年度～9 年度）は、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、２０４０年以降の社会を見据えた教育施策の在り方を示しています。

計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本コンセプトに、5 つの基本方針「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を定めています。

（２）　人口減少・少子高齢化の進行と地域社会の変容

日本の総人口は、平成２０年（２００８年）をピークに減少局面にあり、令和５年（２０２３年）に国立社会保障・人口問題研究所が発表した最新の人口推計では、令和３２年（２０５０年）の本村の総人口は 33,169 人とされ、令和７年１０月の 38,111 人から大幅な減少が見込まれているとともに、少子高齢化が進展しています。また、核家族化、ライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域社会も大きく変容し、地域における人間関係の希薄化や家庭の教育力の低下などが懸念されています。

こうした中、大人から子どもまで一人ひとりが社会の担い手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく必要があります。

（３）　デジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機にオンラインによる非対面型サービスが急速に普及し、デジタル化の必要性と有効性が広く認識されるようになりました。さらに、AI（人工知能）や IoT（Internet of Things)、ビッグデータなどの先端技術の活用により、社会のデジタル化は急速に進んでいます。一方、教育現場においても、GIGA スクール構想による１人１台端末や無線 LAN 環境の整備などにより ICT 環境は飛躍的に向上し、学校における学びの姿も大きく変化しました。このように急速にデジタル化が進展する社会においては、学校におけるさらなる ICT 環境の充実や ICT を活用した教育も重要ですが、子どもたちが情報リテラシーや情報モラルを高めることも必要です。

（４）　将来が予測困難な時代

テクノロジーの発展により世界中の企業や個人がつながることで、急速にグローバル化が進展しています。また、ロシアのウクライナ侵略等による国際情勢の不安定化や気候変動などの地球環境の問題が深刻化している中、現代は将来が予測困難な時代であり、その特徴である変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。このような時代においては、環境の変化に対応する柔軟性や適応力、既存のやり方にとらわれずに新たなアイデアを生み出す創造力や問題解決力などが求められます。

（５）　子どもたちを取り巻く課題や多様性

近年、不登校、いじめ、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子どもの抱える困難は多様化・複雑化しています。また、肥満・痩身、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など、子どもの心身の健康にも多様な課題が生じています。さらに、医療的ケアや性的マイノリティなど多様な状況にも対応していく必要があります。このような状況において、子どもたちの個々の状況に応じて適切な支援を行い、誰一人取り残されず、全ての子どもたちの可能性を引き出す学びが求められます。

第４章　基本理念と施策

１　基本理念（目指す教育の姿）

未来を拓く力と豊かな心を共に育み、誰もが輝く東海村の教育

この計画では、先達から脈々と受け継がれてきた「まちづくりは人づくり　人づくりは教育から」という教育立村のビジョンを継承しつつ、多様な人々と協働して様々な社会変化を乗り越えるための「未来を拓く力」と、人とのつながりを大切にしながら生涯学び続けようとする意欲や郷土への誇りや愛着を持つ「豊かな心」を育み、誰もが輝く教育を目指します。

２　基本理念が目指す教育の方向性

多様な人々と協働し、自分の持ち味を発揮しながら、自立的にしなやかに生きる力を育む

人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化の進展、グローバル化する社会、国際情勢の不安定化など、これからの予測困難な時代を生き抜くためには、意見や考えが異なる他者と互いに尊重し、思いやり、支え合いながら、社会の変化に柔軟に対応していく必要があります。そこで、多様な人々と協働し、自分の持ち味を発揮しながら、自立的にしなやかに生きる力を育みます。

人とのつながりや関わりを大切に、生涯にわたり学び続けようとする意欲を育む

人生を豊かにするためには、自分の学びを深めるとともに、人との関わりを通して学びを広げ、学ぶ楽しさを共有することで、幸せや生きがいを感じながら学び続けることができるようにしていくことが重要です。そこで、人とのつながりや関わりを大切に、生涯にわたり学び続けようとする意欲を育みます。

地域を理解し、郷土を大切に思う心を育み、東海村への誇りや愛着を深める

地域の歴史や文化、自然について学んだり、文化財や自然環境などの資源を保護したりすることにより、これまで先人が「つなぎ」「紡いできた」郷土を大切にする思いを次世代につないでいかなければなりません。そこで、地域を理解し、郷土を大切に思う心を育み、東海村への誇りと愛着を深めます。

3　計画の体系

基本理念及び目指す教育の方向性を踏まえ、本計画の取組については、施策、小施策、取組項目の３つの階層に体系化しています。

施策１　子どもの教育の充実		
小施策	**取組項目**	
(1) 学校教育の充実	① 確かな学力の育成	ア 確かな学力を育てる質の高い授業づくりの推進
		イ 時代の変化に対応できる教育の推進
	② 豊かな心の育成	ア 道徳教育・人権教育の推進
		イ 児童生徒の支援の充実
		ウ 読書活動の充実
	③ 健やかな体の育成	ア 学校体育・健康教育の充実
		イ 学校給食・食育の充実
	④ 特別支援教育の充実	
	⑤ 教育 DX の推進	
	⑥ 経済的状況によらない質の高い学びの確保	
(2) 幼児教育の充実	① 幼児教育の質の向上とこ保幼小の円滑な接続	
(3) 学校環境の整備・充実	① 学校施設の安全性と教育環境の向上	
	② 教職員が安心して働くことができる環境の整備	

施策２　生涯学習の推進		
小施策	**取組項目**	
(1) こども・わかものの育成支援の充実	① 豊かな人間形成と心身の育成	ア こども・わかものの活動・学習機会の充実
		イ 家庭・地域とともに育む教育力の向上
		ウ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
		エ 部活動の地域展開の環境づくり･子どもの居場所づくり
		オ 青少年の健全育成活動の充実
(2) 多様な世代、多様な人々の学びの充実	① 文化芸術活動の推進	
	② 生涯スポーツの推進	
	③ 生涯学習環境の充実	
	④ 読書活動の推進	
(3) 社会教育施設の整備・充実	① 社会教育施設の整備・充実	

施策３　次世代への継承		
小施策	**取組項目**	
(1) 歴史・文化・自然の継承	① 文化財の保護・活用	
	② 郷土愛の醸成	

施策２　生涯学習の推進

（１）　こども・わかものの育成支援の充実

①　豊かな人間形成と心身の育成

ア　こども・わかものの活動・学習機会の充実

≪現状と課題≫

○歴史と未来の交流館の基幹事業として、「とうかいまるごと博物館」や「とうかい子どもキャンパス」、「学校連携事業（ジョイント授業）」を開催しており、子どもたちが村内の自然や歴史などに親しみながら学ぶ機会を提供しています。今後さらに、子どもたちの興味・関心を高めるには、講座内容や実施条件等を精査していく必要があります。

○全国学力・学習状況調査によると、「自分にはよいところがあると思いますか」という質問に対し、肯定的に回答した本村の児童生徒の割合が全国平均を下回っており、自己肯定感が低い状況です。そのため、子どもや若者が多くの人と関わりながら、様々な体験活動を積み重ねる機会を提供することにより、自己肯定感を高め、生きる力を育んでいくことが大切です。

取組方針

○子どもや若者が夢中になって取り組める活動や、心を動かされるような体験活動を通して気づきや学びが得られるよう、体験の質に目を向けた意図的かつ計画的な活動や学習機会を創出します。

　また、子どもや若者の意見を十分に尊重することで、自己肯定感や主体性の向上を図ります。

○子どもや若者が社会の一員として地域活動に参加できるよう、様々な活動機会を提供するとともに、東海やったん祭実行委員会や東海村高校生会などの各種団体の活動を支援します。

○若者へ社会的な期待や責任といった大人としての自覚、社会への積極的な参加を促すため、はたちの集いの実行委員の担い手を確保し、主体的で活発な活動となるよう支援します。

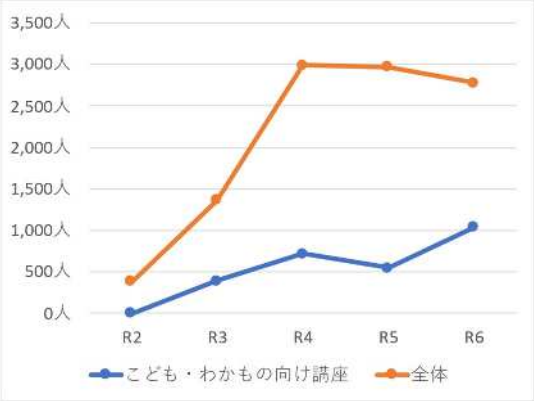


図　とうかいまるごと博物館における子どもや若者向け講座参加者数の推移

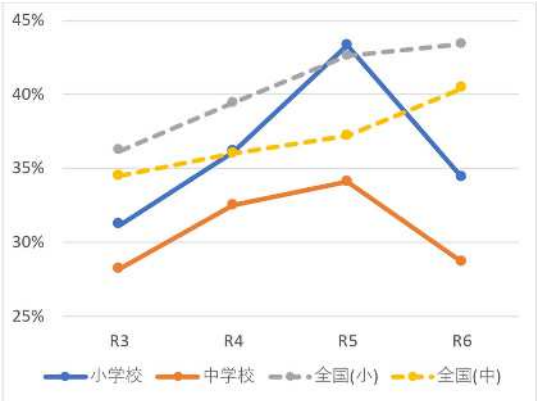


図　自分には良いところがあると回答した児童生徒の割合 *1

指　　標	R6 現状値	R12 目標値
東海やったん祭における子どもや若者による出展割合	33%	50%
自分には良いところがあると回答した児童生徒の割合（再掲）*1	小学校 34.4% 中学校 28.7%	小学校 40% 中学校 35%
とうかいまるごと博物館における子どもや若者を対象とする開催講座への参加者数	1,037 人	1,200 人

*1 出典：令和 6 年度全国学力・学習状況調査結果・児童生徒質問紙調査結果より（再掲：施策 1 こどもの教育の充実 P.21）

施策２　生涯学習の推進

（１）　こども・わかものの育成支援の充実

①　豊かな人間形成と心身の育成

イ　家庭・地域とともに育む教育力の向上

≪現状と課題≫

○近年、地域社会との関わりの希薄化、核家族化・少子化等の家族形態の変化など、子どもを取り巻く社会情勢は急激に変化し、課題も多様化・複雑化しています。こうした状況下において、家庭と地域それぞれが持つ教育力を最大限に発揮しながら、子どもたちを育てていく必要があります。そのためには、青少年関係団体等と連携しながら、家庭と地域の教育力を向上させる取組を推進する必要があります。

○子どもたちの生活基盤である家庭や地域コミュニティは、思いやりの心、生命を大切にする心、人権を尊重する態度など、子どもの人格形成における基礎を育む重要な場です。これを踏まえ、学校で学んだ人権に関する知識を、家庭や地域コミュニティの中で肯定的に受け止め、日常生活の中で人権に配慮した態度や行動につながるよう、人権感覚を養っていく必要があります。

取組方針

○子育てや家庭での子どもとの関わり方などについて考える契機となり、家庭が果たす役割の重要性について理解が深められるよう、現在、幼稚園で開催している家庭教育講座の対象者を広げ、より多くの家庭へ学習機会を提供します。

○人権問題などの社会的課題に関する講座については、開催時期や内容、周知方法等を見直し、より多くの子どもや若者の参加者の増加につなげます。

○自然の中での遊びや体験活動を通じて、子どもたちの創造性や社会性を養い、心豊かな人間に育てるため、青少年育成東海村民会議や子ども会を始めとした団体等が実施する様々な活動を支援します。

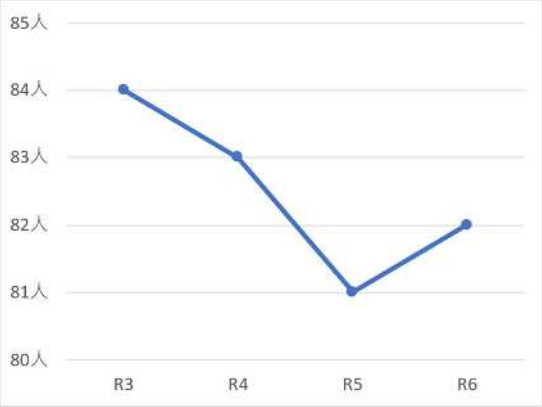




図　自然体験学習の旅参加者数（小中学生及びボランティアスタッフ）の推移

指　　標	R6 現状値	R12 目標値
家庭教育講座の参加者数	113 人	300 人
自然体験学習の旅参加者数（小中学生及びボランティアスタッフ）	82 人	100 人

施策２　生涯学習の推進

（１）　こども・わかものの育成支援の充実

①　豊かな人間形成と心身の育成

ウ　学校・家庭・地域の連携・協働の推進

≪現状と課題≫

○全ての小学校に学校運営協議会を設置し、学校運営に保護者や地域住民が参画する仕組みを構築しており、ボランティアによる登下校の見守りや授業補助、本の読み聞かせなど、地域と学校が連携した協働活動を推進しています。

○継続的かつ効果的な協働体制の構築のため、地域学校協働本部の設置や地域との連携を担うコーディネーターの配置を進める必要があります。

○中学校では、学校評議員制度を活用し保護者や地域からの意見を学校運営に活かしていますが、今後は学校運営協議会の設置に向けての取組を進めていく必要があります。

取組方針

○中学校への学校運営協議会の設置を進めることにより、コミュニティ・スクールとしての活動の充実を図り、地域と学校が連携・協力した学校運営体制を強化します。

○地域学校協働本部の設置及びコーディネーターの配置に向けた具体的な検討を進め、地域学校協働本部と学校運営協議会の双方が円滑に機能するよう支援します。

○地域の意見を学校運営に生かし、地域と協働した教育活動を推進する体制を整えることで、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域とともにある学校づくりを推進します。

指　　標	R6 現状値	R12 目標値
コミュニティ・スクールの導入校数	村内 6 校	村内全 8 校

重点取組・事業

〇学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動推進

施策２　生涯学習の推進

（１）　こども・わかものの育成支援の充実

①　豊かな人間形成と心身の育成

エ　部活動の地域展開の環境づくり・子どもの居場所づくり

≪現状と課題≫

○令和 5 年度から休日における部活動の地域展開を段階的に進め、生徒が希望する活動やレベルに応じた指導を地域で受けることができる環境づくりに取り組んできました。一方で、受け皿となる地域においては、指導者の確保に加え、受益者負担や事業費の安定的な確保が課題となっています。

○部活動の地域展開を進めることで生徒の放課後や休日の活動の場が変わってきますが、活動の機会に格差が生じたり、活動する場を失うことがないよう、生徒が安心して過ごせるよう、居場所づくりなどの対策を講じていく必要があります。

取組方針

○休日における部活動については、地域クラブへの全面的な移行を目指します。また、平日の部活動の地域展開についても、指導者の確保状況等を踏まえ、段階的に推進します。

○子どもたちが安心して過ごせる居場所を村全体で整備する取組を進めるとともに、その情報を容易に入手できるよう村が一元的に管理し、情報発信していきます。

　また、居場所づくりにあたっては、子どもの声を聴き、子どもの視点に立って考えるなど、子どもとともに居場所づくりを進めます。

指　　標	R6 現状値	R12 目標値
地域展開した種目数	6 種目	14 種目
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくあると回答した生徒の割合 *1	中学校 41.2%	中学校 60%

重点取組・事業

○部活動の地域展開　　○子どもの居場所づくり【新規】

*1 出典：令和 6 年度全国学力・学習状況調査結果・児童生徒質問紙調査結果より

施策２　生涯学習の推進

（１）　こども・わかものの育成支援の充実

①　豊かな人間形成と心身の育成

オ　青少年の健全育成活動の充実

≪現状と課題≫

○近年、子どもや若者を取り巻く状況は、様々な問題行動に加え、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困など、課題が多様化・複雑化し、その実態が見えにくくなっており、個別事案に応じた指導・育成・保護などの対応が求められています。また、悩みを抱えながらも相談できない子どもや若者が安心して悩みを打ち明けられる環境を整えることも必要です。

○不審者に関する情報が頻繁に報告されていることから、子どもを安全・安心に育てる環境づくりが地域社会の重要な課題となっており、見守り活動のさらなる強化が必要です。

取組方針

○悩みを抱える保護者や子どもの相談に対し、受容と共感を基本とした助言を行うことで相談しやすい環境を整えます。また、関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげます。

○青少年相談員による巡回活動や青少年に対する声かけ、相談などを地域の実情に応じて実施します。また、警察や関係団体等と連携することにより、青少年の問題行動の実態把握や研修会への参加を促進し、活動の充実と青少年相談員の資質向上を図ります。

指　　標	R6 現状値	R12 目標値
青少年カウンセラーへの相談件数	210 件	294 件

施策２　生涯学習の推進

（２）　多様な世代、多様な人々の学びの充実

①　文化芸術活動の推進

≪現状と課題≫

○文化芸術活動の推進を図ることを目的に、本村で地域文化振興の中核を担う東海村文化・スポーツ振興財団と連携した取組を展開しています。

○東海村文化祭や芸術祭の開催に向けた支援を行うことにより、村民の日頃の練習成果の発表の場や、来場者の観賞・体験をする機会を提供していますが、文化・芸術への興味・関心を持ち続けてもらうためには、魅力ある事業を企画する必要があります。

○活動する多くの団体ではメンバーの高齢化が進んでいることから、村の文化・芸術推進の担い手の確保に向けた取組を支援していく必要があります。

取組方針

○文化・芸術を通じて豊かな心の育成を図るため、文化・芸術に触れる機会の創出や、伝統文化等を体験する場を確保するなど環境整備を進めます。

○将来の文化・芸術の推進を担う人材を育成するため、世代を問わず、アーティストや文化団体が活躍する場や発表の機会を創出します。

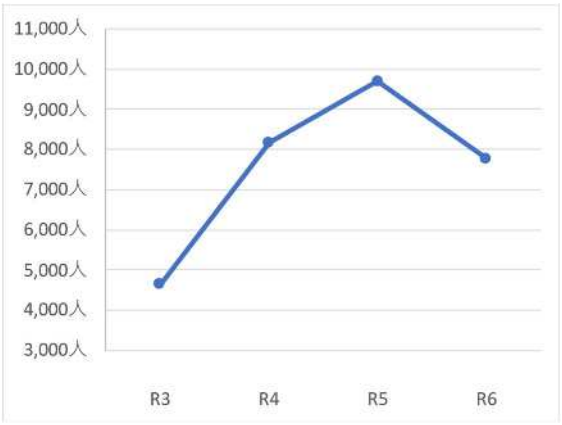




図　文化祭の来場者数の推移

指　　標	R6 現状値	R12 目標値
文化祭の来場者数	7,772 人	9,000 人

施策２　生涯学習の推進

（２）　多様な世代、多様な人々の学びの充実

②　生涯スポーツの推進

≪現状と課題≫

○東海村文化・スポーツ振興財団や総合型スポーツクラブとの協働により、運動・スポーツに親しむきっかけづくりのために各種イベントを開催しているほか、東海村スポーツ協会と連携し、総合スポーツ大会の開催、加盟連盟の育成、地域指導者の学校への派遣等を行っています。

○第２期東海村スポーツ推進計画における、村内成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率の目標値（60%以上）を達成するため、運動・スポーツに親しむ機会のさらなる創出や環境の充実を図る必要があります。

○村内の学校施設を、スポーツ少年団や地域のスポーツ団体等の活動のために開放し、施設の有効活用と社会教育活動の推進を図っています。

取組方針

○運動・スポーツに親しむ機会創出の場として、引き続き、学校施設の開放や「スポーツフェスタ TOKAI」等のイベントの開催に取り組みます。

○スポーツイベントの開催にあたっては、幅広い世代に関心を持ってもらえるよう、親子３世代で参加できる企画を充実させるなど、来場者や参加者の拡大に努めます。

○本村と協定等を締結しているプロスポーツチーム等の試合を観戦･応援する機会や選手との交流の場を創出するなど、プロスポーツチーム等を活用した事業を進め、青少年の健全育成や地域活性化を図ります。

○阿漕ヶ浦公園の有料公園施設（野球場・多目的グラウンド）を東海村スポーツ条例で定める施設に加え、スポーツ施設全体を一括管理することで、より専門性をもった事業展開によるスポーツ振興を図ります。

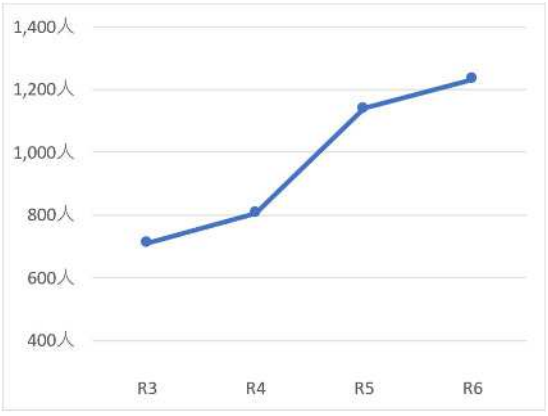


図　スポーツフェスタ TOKAI の参加者数の推移

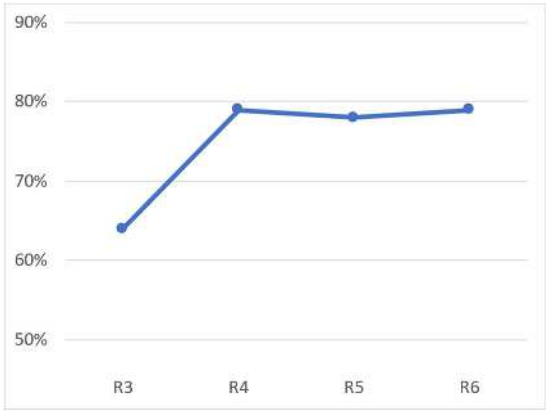


図　スポーツフェスタ TOKAI のアンケートでとても満足したと回答した割合の推移 *1

指　　標	R6 現状値	R12 目標値
スポーツフェスタ TOKAI の参加者数（アンケートでとても満足したと回答した割合 *1）	1,234 人 （79%）	1,300 人 （90%）

重点取組・事業

○「第２期東海村スポーツ推進計画」の推進

*1 出典：村独自調査による

施策２　生涯学習の推進

（２）　多様な世代、多様な人々の学びの充実

③　生涯学習環境の充実

≪現状と課題≫

○自分らしく豊かな人生を送るため、誰もが生涯学習に取り組むことができる環境づくりが求められていることから、「とうかいまるごと博物館」「中央公民館講座」「とうかい子どもキャンパス」などの事業を通し、学習機会を提供しています。

○村民のライフステージに応じた課題や社会的課題の解決につながる学びの機会を提供するとともに、学びの多様化に対応できるよう、学習ニーズを把握することが求められています。

○東海村中央公民館では、村民団体による自主的な生涯学習活動が活発に行われていますが、会員数が減少傾向にある団体も増えています。

取組方針

○アンケート調査等により世代やライフスタイルに応じた学習ニーズを把握し、現代的・社会的な課題への理解を深める講座を充実させるなど、幅広い世代が学び･体感できる魅力ある講座等の開催に努めます。

○講座の開催方法を見直し、これまで参加が少なかった年代（子ども・若者・現役世代）の参加者の増加に努めます。

○東海村中央公民館で活動する団体の PR を進めるとともに、会員数の増加や活動の活性化につながるよう支援します。

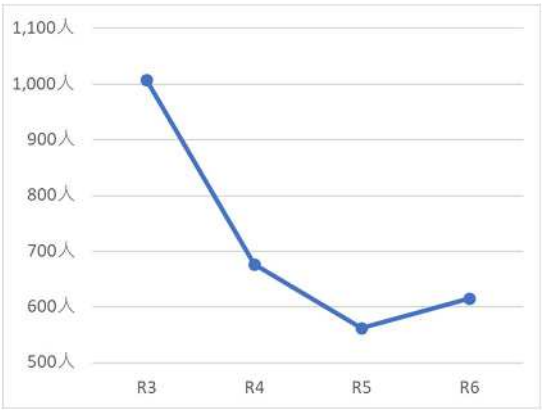




図　公民館講座の受講者数（延人数）の推移

指　　標	R6 現状値	R12 目標値
とうかいまるごと博物館講座のうち、受講対象者を限定しない講座の数（生涯学習課が主催又は共催によるもの）	50 講座	60 講座
公民館講座の受講者数（延人数）	615 人	700 人

施策２　生涯学習の推進

（２）　多様な世代、多様な人々の学びの充実

④　読書活動の推進

≪現状と課題≫

○東海村立図書館では、毎年、本や CD、DVD のほか、新聞、雑誌などの資料を整備していますが、資料の充実のためには、新しい資料を購入するだけでなく、劣化したロングセラーの買替も必要です。

○家庭内での読書を育む「家読（うちどく）」、乳幼児からの読書を推進する「赤ちゃんタイム」「ブックスタート」などを実施したほか、イベントや展示を通して読書活動を推進しました。また、学校図書館や東海高校と連携した事業を実施しました。子どもの頃から読書に親しむ機会の提供に努めていますが、小中学生の不読率が上昇傾向にあることから、小中学生と本をつなぐ機会をさらに創出するとともに魅力的な選書が必要です。

○読書環境向上のため、「いつでもどこでも村民ならだれでも使える図書館サービス」として東海村電子図書館を令和５年度にスタートしました。利用の促進にあたって、学校の全児童生徒に電子図書館の ID を配布したことにより、学校での朝読や調べ学習などにも活用されています。

取組方針

○令和７年３月に策定した「第４次東海村子ども読書活動推進計画」に基づき、地域、学校、行政機関等と協力・連携し、子どもたちの未来へつながる本との出会いを創出する読書活動の推進に努めます。

○紙の資料と電子書籍を併用し、村民が読書に親しみ、生涯にわたり学習できるよう、図書館サービスの提供に努めます。また、電子書籍については、利用状況の分析などを通して、効果的な資料選定に努め、利用を促進します。

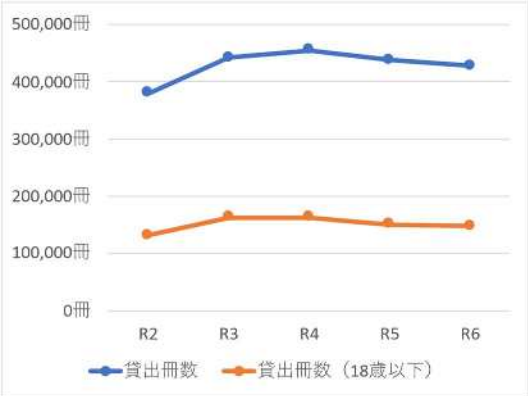


図　貸出冊数の推移

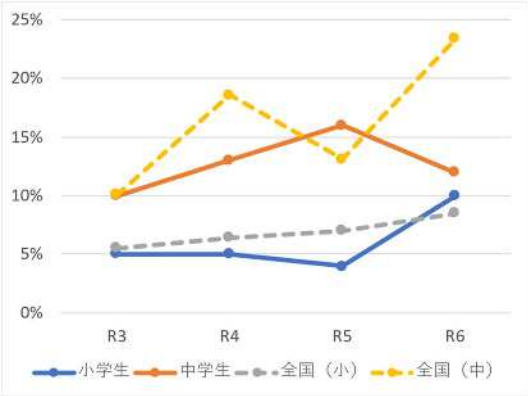


図　不読者の割合の推移 *1

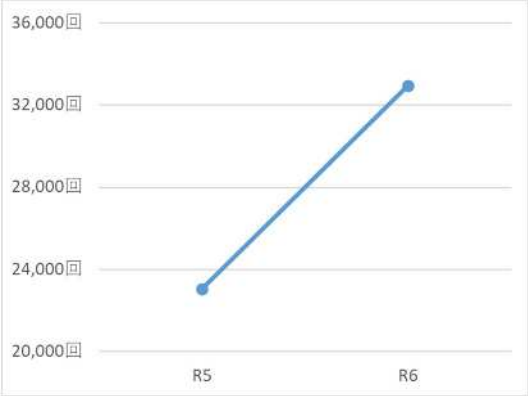


図　東海村電子図書館へのログイン数の推移



指　　標	R6 現状値	R12 目標値
貸出冊数（図書、雑誌、視聴覚、電子資料）（18 歳以下）	428,015 冊 （26,651 冊）	470,000 冊 （29,000 冊）
児童生徒の不読者の割合 *1	小学校 10% 中学校 12%	小学校　5% 中学校 10%
東海村電子図書館へのログイン数	32,964 回	34,000 回

重点取組・事業

〇子どもの読書活動の推進　　〇東海村電子図書館の利用促進

*1 出典：村独自調査及び全国学校図書館協議会調査「学校読書調査」による

※学校読書調査では、５月１か月間に読んだ本が０冊の児童生徒を「不読者」という

施策２　生涯学習の推進

（３）　社会教育施設の整備・充実

①　社会教育施設の整備・充実

≪現状と課題≫

○文化・スポーツ施設（東海文化センター・東海駅コミュニティ施設・東海村スポーツ施設）及び東海村中央公民館は、施設の老朽化が進んでいることから、施設全体の改修計画を策定していく必要があります。

○令和３年７月24日に開館した歴史と未来の交流館は、村の歴史や自然を楽しく、わかりやすく学べる場であり、子どもたちが科学実験や工作などの活動に取り組める環境を備え、世代を問わず、体験・学習・交流ができる生涯学習の拠点となっています。今後も来館者の利用安全性と活動機会の確保、収蔵資料の適切な保存環境の確保が必要です。

○東海村立図書館は、空調機器や照明器具のLED化などの大規模な更新を重ねながら施設維持に努めています。経年劣化に伴う設備機器の更新を計画的に実施しながら、子どもから大人まで読書に親しむことができる環境の維持・向上に努めていく必要があります。

取組方針

○社会教育施設の安全性と利便性を確保するため、日常点検や計画的な改修を図るとともに、将来人口や財政状況を踏まえた規模の適正化に努めます。

○歴史と未来の交流館においては、来館者の利用安全性や活動機会の確保及び収蔵資料の適切な保存環境を維持するため、施設の運営・管理方法の改善を検討し、運営の効率化と質の向上を図ります。

○利用者の利便性向上や情報提供の充実を図るため、施設予約のオンライン化の実施やSNS等を活用した情報発信を強化し、施設利用の促進に努めます。

○東海村立図書館においては、「出会いと交流の図書館」のコンセプトを継続し、読書、学習、読書ボランティア活動など、村民が個人でもグループでも気軽に足を運ぶことのできる居場所としていきます。

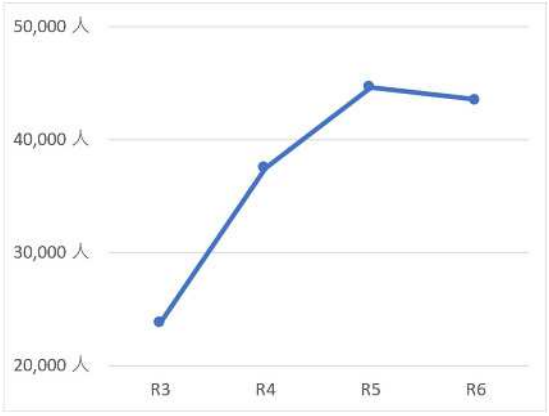


図　歴史と未来の交流館の来館者数の推移

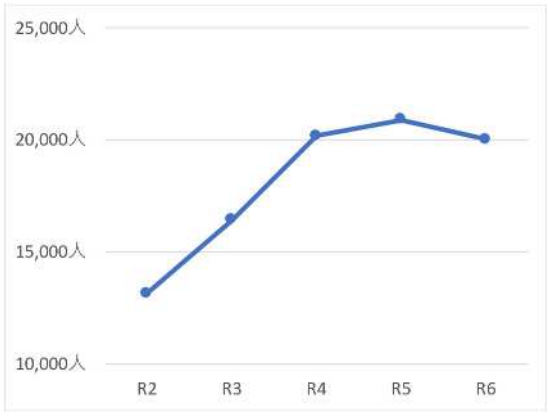


図　東海村中央公民館の利用者数の推移

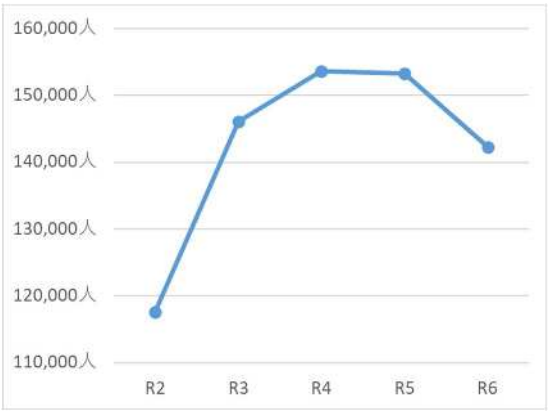


図　東海村立図書館の来館者数の推移



指　　標	R6 現状値	R12 目標値
歴史と未来の交流館の来館者数	43,520 人	48,000 人
東海村中央公民館の利用者数	20,019 人	22,000 人
東海村立図書館の来館者数	142,242 人	150,000 人

施策３　次世代への継承

（１）　歴史・文化・自然の継承

①　文化財の保護・活用

≪現状と課題≫

○村の歴史・文化を次世代へ継承するとともに教育の機会を確保するため、文化財の適切な保存、活用に努めています。

○村内には幅広い時代の文化財が所在し、これまで、行政や所有者、村民、関係団体等、それぞれの主体によって、文化財の保存や活用の取組が行われてきましたが、価値観の多様化やコミュニティ機能の喪失などの社会状況の変化に伴い、文化財の維持管理や担い手育成等の課題が生じています。

○村の自然については、概ね 10 年ごとに調査を実施し、報告書を刊行しています。前回の刊行が平成 30 年度であることから、改めて村内における自然環境の時空間的変化を調査し、記録する必要があります。

取組方針

○文化財保存活用地域計画の策定・推進を通じて、未指定文化財を含む幅広い文化財の積極的な把握・調査・保存・活用を推進します。また、すでに地域の文化財として活用されている「石神城跡」、「真崎古墳群」、「照沼家住宅」についても、継続的かつ計画的な保存・活用を推進します。

○個人等所有の文化財を次世代に引き継ぐため、その修繕等の費用を支援します。

○地域に存在する埋蔵文化財包蔵地（遺跡）における開発行為等を事前に把握し、現状保存又は適切な記録保存に努めます。また、開発等に伴う発掘調査で得られた出土資料は、展示や講座等を通じて村民に広く公開し、歴史的価値の継承に努めます。

○村の自然環境の現状を調査するとともに、過去 3 回の調査報告を整理・分析し、報告書を刊行します。また、村の自然に対する村民の理解を深めるため、普及活動に取り組みます。

指　　標	R6 現状値	R12 目標値
「文化財保存活用地域計画」の策定進捗率	―	100% （策定完了）

重点取組・事業

○「文化財保存活用地域計画」の策定・推進【新規】

施策３　次世代への継承

（１）　歴史・文化・自然の継承

②　郷土愛の醸成

≪現状と課題≫

○「とうかいまるごと博物館」や「とうかいっ子育成プラン」、「企画展示」などの実施を通じて、ふるさと東海村を学び、その歴史や文化、自然を次世代へ繋ぐ取組を進めています。

○村花のスカシユリについては、村民や各種団体、村内事業所の協力を得ながら増殖事業を進めていますが、現在、村の一部でしか生育が確認できない状況にあります。そのため、生育環境等の分析を進め、村内のいたる場所で観ることができるよう、植栽地の拡大を図る必要があります。

○東海音頭を保存する取組においては、コロナ禍以降、運動会の短縮の影響等により、東海音頭を踊る学校が減少しています。また、少子高齢化の影響などもあり、東海音頭保存会の会員の高齢化や後継者不足といった課題もあることから、継承に向けた支援が必要です。

取組方針

○様々な媒体による文化財の保存･活用に関する情報発信を行い、歴史や自然に関する資料に日常的に触れる機会を提供するとともに、企画展、特別展、常設展示に関連したミュージアムトークやワークショップ等を実施することで、展示内容や地域への理解を促進し、郷土への愛着を育みます。

○小中学校の生活科や総合的な学習の時間等において、連続性のある郷土学習プログラムである「とうかいっ子育成プラン」を展開することにより、郷土愛の醸成や、将来ふるさとに貢献したいと思える児童生徒の育成に努めます。

○村花スカシユリへの関心を高め、増殖事業への協力者を増やすとともに、育成方法の研究を進め、植栽地の拡大を図ります。

○教育・保育施設や地域のイベント等で東海音頭を踊る機会と東海音頭保存会の活躍の機会を創出し、継続的な普及に努めます。

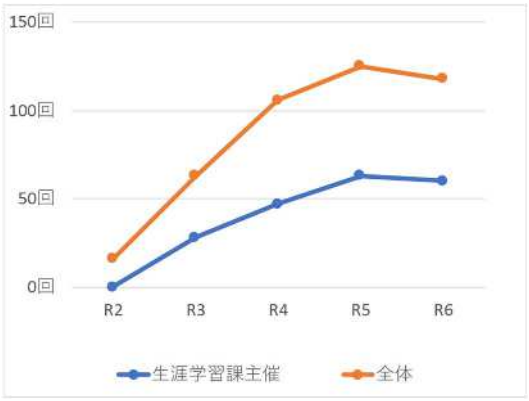




図　とうかいまるごと博物館講座等数の推移

指　　標	R6 現状値	R12 目標値
とうかいまるごと博物館開催講座等数（生涯学習課主催のもの）	60 講座	65 講座
小中学校における「とうかいっ子育成プラン」の導入割合	―	100%

重点取組・事業

○「とうかいっ子育成プラン」の推進

（資料3）

公共施設の予約がオンライン化されます

R8.9.1 START



― オンライン予約の対象施設一覧 ―

① コミュニティセンター　② 中央公民館（登録団体のみ）③ 東海文化センター　④ ステーションギャラリー
⑤ 姉妹都市交流会館　⑥ 産業・情報プラザ「アイヴィル」　⑦ 総合福祉センター「絆」
⑧ 阿漕ヶ浦公園有料施設 ⑨ 総合体育館 ⑩ テニスコート ⑪ 東海南中夜間グランド ⑫ 久慈川河川敷運動場 ▶ 運動施設

施設予約オンライン化で変わること

1．利用当日まで原則「来館不要」になります

2．申請，空き状況確認が24時間いつでも可能になります

3．料金の「当日払い」が可能になります

4．多くの方にご利用いただくために「抽選対象枠」を導入します



→ これに伴い「予約可能期間のルール」を施設間で統一して運用いたします（一部の施設利用を除く）。

オンライン予約の手順

STEP 0　村公式LINE登録

- 新しい予約システムは，「LINE」をベースにしております。
- まずは「東海村公式LINE」の「お友達登録」をお願いします。
- 村公式LINEのトップ画面から「施設予約ページ」へ進むことができます。

STEP 1　利用登録（減免申請）　統一ルール②

- ご自身のスマートフォンで「利用登録」を行ってください。
- 登録は「個人」「団体」「法人」の３区分いずれかとなります。
- 登録を行うと，その後の施設予約に必要な「ID」と「パスワード」が付与されます。
- 減免対象となる団体の方は，新たにシステムでの登録をお願いします

STEP 2　申請手続き

- 各設問に回答する形で申請手続きを行ってください。
- 各施設の予約には「抽選対象枠」と「随時予約枠」があります。
- １回の予約で取れる枠数と，月で取れる枠数には施設毎に上限があります。
- 申請枠数は必要最低限とし，むやみに予約することは控えてください。

STEP 3　利用当日　統一ルール④⑤

- 料金については，利用当日にお支払いいただくことが可能です

【ご注意ください】　システム上から予約申請を取り消すことは可能ですが，当日の無連絡キャンセル，その他悪質な申請，利用を行う方については施設側でアカウントを停止させていただく場合があります。

東海村公式LINEはこちらから ▶

裏面につづきます⤵

オンライン化後の予約可能期間について

1．一般利用の予約枠は「抽選対象枠」と「随時予約枠」の２つ

→ 抽選対象枠は翌々月分を**毎月１日~7日**に受け付け,**8日10時**に抽選をします

→ 抽選完了後に空いている枠は，８日10時以降に「随時予約枠」として開放されます

2．各種大会やイベント，村が主催する行事など特別な利用と認められるものは，一般利用とは別に事前調整します。 **統一ルール①**

3．オンライン予約の申請期限（●日前までに申請）は施設別に設けています。

９月（予約システムスタート）

日	月	火	水	木	金	土
-	-	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	-	-	-

9/1~9/7｜抽選対象枠受付期間
翌々月（11月）分の受付を行います

9月，10月は「随時予約枠」として開放されています

9/8 AM10時｜11月分の抽選実施

8日以降に残った11月の枠は「随時予約枠」へ

10月（2ヶ月目以降）

日	月	火	水	木	金	土
-	-	-	-	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

10/1~10/7｜抽選対象枠受付期間
翌々月（12月）分の受付を行います

10月，11月は「随時予約枠」として開放されています

10/8 AM10時｜12月分の抽選実施

8日以降に残った12月の枠は「随時予約枠」へ

統一ルール③

POINT 1 スポーツ施設（施設一覧⑧~⑫）の抽選対象枠について

- ９月の開始時に限り，**翌月（10月）と翌々月（11月）が抽選対象枠**となります。
- **2カ月目以降は，他施設と同様に翌々月のみ**が抽選対象枠となります。

POINT 2 利用者番号（ID）とパスワードの管理について

- 登録時に入手する「利用者番号」と「パスワード」は，団体内の複数メンバーで使用することが可能です。

［利用者番号］→ 利用登録完了後に自動で付与　**［パスワード］**→ 利用登録の中で自身で設定

操作マニュアルほか，詳細情報につきましては村公式HPをご覧ください ▶

公共施設予約のオンライン化に伴い設定される統一ルール

▶公共施設予約の利便性向上のため，9月からオンライン予約が開始される。
▶それに伴い，新予約システム対象施設全体の統一ルールが設定された。

【対象施設】
村内公共施設12か所

【公共施設全体の主な統一ルール】

検討項目	統一ルール
①特別利用（事前調整枠）	行政及び関連団体の事業，教室，各種大会，イベント等による予約は，「特別利用」として2カ月以上前から予約可能とする。
②一般利用予約の利用登録（減免申請）	▶新予約システム内で利用登録様式を統一し，1団体につき，利用登録1回，ユーザーIDは1つとする。 ▶1度登録したら登録内容の変更がない限り更新不要とする。 ▶利用登録時に「減免を希望するか」の設問で申請してもらう。 ※一部，予約時にも減免申請設問がある施設あり。
③一般予約の方法	▶オンライン申請を主流として導入する。 ▶毎月1～7日に２カ月先の月の申請を受け付け（一部例外施設あり），8日に決定。 ▶希望枠が重複した場合は抽選。 ▶抽選後の空き枠は先着順（随時予約枠）。 ▶申請期限は施設別に設定。
④使用料の支払い	▶使用開始前までに納付（当日支払い可） ▶支払いをしてから使用許可が下りる。
⑤キャンセル	▶使用日の1日前までは新予約システムでキャンセルし，当日キャンセルは施設へ直接連絡する。 ※野外施設（テニスコート・阿漕公園等）は当日までキャンセル可能。 ※窓口申請者は，いずれの場合も施設に電話。 ▶支払い後は，災害等の場合を除き，キャンセルへの返金対応なし。 ▶無断キャンセルに対して使用料徴収は行わないが，悪質利用に対しては，利用規制を行うなどで対応する。